

令和4年3月4日
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

日本原子力研究開発機構が関係行政機関から分析を受託した
核燃料物質及び核原料物質の処分方法に関し検討依頼のあった事項への回答

1. 経緯

令和2年12月3日に原子力規制庁から、JAEAが捜査機関から分析を受託した核燃料物質及び核原料物質について、JAEAにおいて処分等を行う方法がないかどうか、機構法の業務の範囲、処分に係る費用、自治体等への説明、JAEAとして対応するため必要な事項等の観点から検討を依頼された。以下に検討依頼への回答を示す。

2. 検討依頼への回答

①機構法の業務の範囲

JAEAが機構法第17条1項9号により関係行政機関から分析を受託した核燃料物質及び核原料物質について、新たに10号（現11号）の附帯業務の対象とするなどして、処分等を行うようしていただけないか。

（回答）

- 現在、JAEAにおいては、国、地方公共団体その他政令で定める者の核燃料物質及び核原料物質を受け入れる場合は、機構法17条第3項の規定に基づき、業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて貯蔵する業務を行うこととしております。
- また、同法第17条第3項に基づき業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて処理する業務を行うことも可能ですが、現時点では、処分場の立地選定や具体的な処分場の仕様が決定していないため、廃棄体化の委託を受けることはできません。
- さらに、機構法17条第1項第5号の規定に基づき、機構以外の者から放射性廃棄物の処分の委託を受け、埋設処分を行うことも可能ですが、現時点では、処分場の立地選定がなされておらず、埋設処分事業を実施していないため、処分の委託を受けることはできません。

②処分に係る費用

JAEA が関係行政機関から分析を受託した核燃料物質及び核原料物質の処分等をする場合における費用体系（例えば、RI 廃棄物に係るアイソトープ協会の費用体系のようなものを想定）を整備していただけないか。

（回答）

- 機構法 17 条第 1 項第 5 号及び第 3 項の規定に基づき、処理・処分の委託を受けることも可能ですが、現時点では、埋設処分事業を実施していないため、処理・処分の委託を受けることはできません。従いまして、事業としての処理・処分の委託のための費用体系の整備はできません。
- なお、機構法 17 条第 3 項の規定に基づき、業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて貯蔵する業務を行うことは可能であり、その場合の費用は性状や処分量等に応じて算定いたします。

③自治体等への説明

JAEA において核燃料物質及び核原料物質の処分等を行う場合に、原子力規制庁から自治体等関係機関への説明が必要かどうか。

（回答）

当該業務は JAEA が原子力規制庁からの依頼を受けて行うものであることから、当該業務を JAEA が行うことの正当性の確保や地元自治体からの理解は、原子力規制庁に対応をお願いいたします。